

# 日本雑穀アワード 2021 《テイクアウト食品部門》 店舗表彰

## 【応募規定】

### 第1条（応募対象）

おにぎり、弁当、ベーカリー、サラダ、惣菜、和洋菓子など、店舗内で製造、または加工した雑穀を原材料に活用したテイクアウト食品を常時複数取り扱っている、飲食店やテイクアウト販売店舗が対象となります。

### 第2条（応募方法）

所定のエントリーフォームからご応募ください。審査商品の手配方法等については、店舗の住所、店舗数、取り扱いテイクアウト食品の種類により判断いたします。詳細については、別途打ち合わせのうえ、決定いたします。

### 第3条（審査にかかる費用）

審査料は、1店舗あたり 55,000 円（税込）となります。なお、同一ブランドで複数店舗の場合は、2店舗目より 16,500 円（税込）といたします。

### 第4条（審査方法）

審査は、一般社団法人日本雑穀協会（以下「当協会」という。）と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。

### 第5条（評価方法）

評価方法については、定められた審査基準に従い、3名以上の審査員が絶対評価で採点いたします。審査基準は、①味覚評価（おいしさ） ②雑穀の生かし方 ③テイクアウト食品としての価値 ④雑穀普及への貢献を大項目として、全 20 項目を 5 段階にて点数評価いたします。

### 第6条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞店舗を決定し表彰いたします。

#### 第7条（審査結果の通知）

受賞店舗には、店舗名の記載のある受賞盾を授与し、審査結果は、詳細な評価結果報告書として書面にてご報告いたします。

#### 第8条（受賞商品の公表）

表彰された店舗（以下「受賞店舗」という。）は、金賞受賞に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、またメディア関係者等に広くリリースいたします。なお、金賞以外の受賞店舗については、受賞企業から発表される場合を除き、当協会からは公表いたしません。

#### 第9条（受賞の有効期間）

受賞後1年間、受賞したことの広告や、金賞受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。受賞マークの使用方法については、別途定める受賞マークガイドラインを参照してください。

#### 第10条（その他）

受賞後に、受賞店舗において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断して、応募規定を改定いたします。

制定：2021年7月20日

一般社団法人日本雑穀協会  
日本雑穀アワード運営事務局